

2013年6月5日 全10頁

法律・制度 Monthly Review 2013.5

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2013年5月の法律・制度に関する主な出来事と、5月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 5月は、日本取引所グループ及び東京証券取引所と日本経済新聞社が「新指数共同開発の合意に関するお知らせ」を公表したこと（14日）、参議院にて「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）が可決・成立したこと（24日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○5月の法律・制度レポート一覧	2
○5月の法律・制度に関する主な出来事	3
○今月のトピック	
番号法の成立	4
○レポート要約集	6
○5月の新聞・雑誌記事・TV等	10
○5月の大和総研ウェブサイトコラム	10

◇5月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
9日	法律・制度 Monthly Review 2013.4 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	P. 15
15日	情報伝達行為等に対するインサイダー規制 ～2013年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 15
20日	証券・保険にも公的資金注入が可能に ～【預保法改正法案の“resolution”】 預金取扱金融機関は102条と併存～	鈴木 利光	金融制度	P. 18
23日	空売り規制見直しの政・府令案	横山 淳	金融商品 取引法	P. 18
	税制改正を踏まえた生前贈与方法の検討<訂正版> ～暦年課税、相続時精算課税、 教育資金の一括贈与など～	是枝 俊悟	税制	P. 6
24日	日本取引所・日経、新株価指数開発へ ～7月に骨子、年内に算出開始を目指し共同開発～	吉井 一洋	会計	P. 11
28日	番号法の成立 ～2016年から制度開始～	鳥毛 拓馬	税制	P. 6
30日	資産運用業者の違反行為に対する課徴金 ～2013年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 6
31日	銀行等の大口信用供与等規制の見直し（案） ～【銀行法改正法案】公募社債も 「信用供与等」としてカウントへ～	鈴木 利光	金融制度	P. 17

◇5月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<p>◇金融庁、米国の外国銀行に対する健全性規制案について、米国連邦準備制度理事会（FRB）宛にコメントを発出した旨、公表（発出は4月30日付）。</p> <p>◇米国 SEC、クロスボーダー証券スワップ取引における証券スワップディーラーや取引参加者の登録などに関する規則案を公表。</p>
2日	<p>◇日本・アラブ首長国連邦、租税条約に署名。</p> <p>◇中小企業庁・金融庁、「中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書」を公表。</p> <p>◇文部科学省、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」を更新。下宿代・留学の渡航費などを教育資金に含まない一方、学校等の寮費・大学入試センター試験の受験料などを教育資金に含むことなど、基準を明確化。</p>
3日	<p>◇IOSCO（証券監督者国際機構）、最終報告書「集団投資スキームの評価に係る原則」を公表。</p> <p>◇日本・ASEAN 各国、「日-ASEAN 財務大臣・中央銀行総裁会議」を開催し、日本とASEAN 各国が二国間金融協力を強化していくことの重要性を確認。</p>
9日	<p>◇企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）の代表者の定期協議が行われる（5月10日まで）。会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）の設置に伴い、ASBJとIASBの定期協議はこの回をもって終了する。</p>
14日	<p>◇東証、「上場インフラ市場研究会報告—我が国における上場インフラ市場の創設に向けて—」を公表。</p> <p>◇日本取引所グループ及び東京証券取引所と日本経済新聞社、「新指数共同開発の合意に関するお知らせ」を公表。</p>
15日	<p>◇平成25年度予算が成立。</p> <p>◇日本・クウェート間の租税条約（2010年2月17日署名）を発効させるための外交上の公文の交換が行われる。租税条約は2013年6月14日に発効し、原則として2014年1月1日以後に開始する各課税年度の租税に適用。</p>
16日	<p>◇国際会計基準審議会（IASB）・財務会計基準審議会（FASB）、リースの会計処理の変更案を示した改訂公開草案を公表（9月13日まで意見募集）。</p>
17日	<p>◇日本、スウェーデンとの租税条約の改正交渉を開始する旨、公表。</p>
20日	<p>◇IFRS財団モニタリング・ボード、メンバー候補を募集することを公表。</p> <p>◇IASB、IFRIC（国際財務報告解釈指針委員会）解釈指針第21号「賦課金」を公表。</p>
24日	<p>◇参議院にて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）が可決・成立（5月31日公布）。</p> <p>◇「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を公布。「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」を踏まえた改正。平成26年3月31日以後終了する事業年度等から適用。</p>
28日	<p>◇金融庁、香港金融管理局と銀行監督協力に関する書簡の交換を行った旨、公表。</p>
30日	<p>◇財務省、平成25年度税制改正法が、税制改正大綱や財務省ホームページ・国税庁の広報等で説明をしていた内容と齟齬を来す改正となっていた旨を公表。バリアフリー改修の投資型減税の控除額拡大について、本来の施行日（平成26年4月）を待たず、平成25年1月から施行されていた。</p>
31日	<p>◇東証・大証「東証と大証との重複上場銘柄に関する現物市場統合時の指数の取扱い」を公表。</p>

◇今月のトピック

番号法の成立

2013年5月28日 鳥毛 拓馬

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130528_007214.html

※図表番号は、引用元の図表番号に対応している。

図表1 個人番号の主な利用範囲

分野		利用範囲
税務		○国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等
社会保 障分野	年金	⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働	⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他	⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務

		○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
災害対策		⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。
地方公共団体が条例で定める事務		○社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務

(出所) 内閣官房「社会保障・税番号制度の概要」を基に大和総研作成

(※) 衆議院の審議では、個人番号を利用した給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせで行う仕組み）の導入に関して法案の修正が行われ、給付付き税額控除の事務を実施するために、必要な体制の整備を検討することが法律に明記された。

図表2 今後のスケジュール

2013(平成 25)年	番号法成立
2015(平成 27)年 後半	番号通知
2016(平成 28)年	・個人番号カードの交付 ・順次、個人番号の利用開始 【2016年1月から利用する手続のイメージ】 ○社会保障分野(年金に関する相談・照会) ○税分野(申告書、法定調書等への記載) ○災害対策分野(要援護者リストへの個人番号記載)※ただし、事前に条例の手当てが必要
2017(平成 29)年	情報提供ネットワークシステム、マイ・ポータルの運用開始 2017年1月より国の機関間の連携から開始。2017年7月を目途に、地方公共団体との連携についても開始

(出所) 内閣官房「社会保障・税番号制度の概要」を基に大和総研作成

◇レポート要約集

【9日】

法律・制度 Monthly Review 2013.4 ～法律・制度の新しい動き～

2013年4月の法律・制度に関する主な出来事と、4月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

4月は、平成25年度税制改正法が一部施行されたこと（1日）、金商法改正案が国会提出されたこと（16日）、日本版クラスアクション法案が国会提出されたこと（19日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20130509_007144.html

【15日】

情報伝達行為等に対するインサイダー規制 ～2013年金商法改正関連シリーズ～

2013年4月16日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。この中には、公募増資インサイダー取引事案等を踏まえたインサイダー取引規制の強化の一環として、情報伝達・取引推奨行為の禁止が盛り込まれている。

具体的には、会社関係者・公開買付者等関係者が、重要事実・公開買付け等事実の公表前に情報受領者等に取引させることにより、利益を得させ、又は損失の発生を回避させる目的をもって、情報伝達・取引推奨を行うことが禁止される。

さらに、情報受領者等が実際に売買等を行った場合には、違反者は刑事罰や課徴金の対象となる。

情報伝達・取引推奨行為の禁止は、公布日から1年以内の政令指定日から施行することが予定されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130515_007165.html

【20日】

証券・保険にも公的資金注入が可能に ～【預保法改正法案の“resolution”】預金取扱金融機関は102条と併存～

2013年4月16日、金融庁は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（金商法等改正法案）を国会に提出している。金商法等改正法案には、金融機関の秩序ある処理（“resolution”）の枠組みの整備を目的とした、預金保険法の一部を改正する法案（預保法改正法案）が含まれている。

預保法改正法案は、既存の金融危機対応措置である預金保険法102条を残しつつ、対象を金融業全体（預金取扱金融機関、保険会社、金融商品取引業者、金融持株会社等）に拡大した“resolution”の新設を提案するものである。

“resolution”は、市場の著しい混乱の回避のために必要と認められる場合、金融危機対応会議の議を経て内閣総理大臣が、金融機関の秩序ある処理の必要性を認定することにより実施される。措置内容は、預金保険機構による監視、流動性供給・資金援助等である（債務超過でない場合、必要に応じて資本増強も可能）。そして、“resolution”を実施する場合には、契約上のベイルイン（無担保債権のヘアカット又は普通株式への転換）が発動される。

既存の預金保険法 102 条と新設の“resolution”は、その発動の認定（金融危機対応会議による認定）、債務超過をしていない場合の資本増強、そして費用負担（負債額をベースとした業界の事後負担を原則）について、重複するアプローチを採っている。そのため、預保法改正法案の提案は、預金取扱金融機関にとっては大きな意味を持たない可能性がある（もっとも、これまでとは異なり、預金取扱銀行以外のノンバンク（証券会社・保険会社等）の破綻に際しても費用負担を求められ得ることにはなる）。

これに対して、預金取扱金融機関以外のノンバンク（証券会社・保険会社等）にとっては、預保法改正法案の提案は大きな意味を持つ。というのは、（一時国有化は想定されていないとはいえ、）これまでは預金取扱金融機関のみを対象としてきた、公的資金注入の対象に新たに加えられ得ることになるためである。

預保法改正法案は、公布日から 9 ヶ月以内で政令で定める日から施行される予定である。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130520_007183.html

【23日】

空売り規制見直しの政・府令案

2013 年 4 月 30 日、金融庁は、空売り規制に関する政令・内閣府令などの改正案を公表した。これは、3 月に公表された「空売り規制の総合的な見直しについて（案）」を実施するためのものである。

具体的には、時限的措置のうち、Naked Short Selling の受託禁止は、対象に P T S における取引を加えた上で、恒久化する。

空売りの残高情報（ポジション情報）の報告・公表については、報告・公表の水準をそれぞれ 0.2%、0.5% と改める（現在はいずれも 0.25%）などした上で、恒久化する。

他方、（時限的措置ではない）従来の空売り規制のうち、価格規制については、常時規制がかかる現行の枠組みを見直し、前日終値から 10% 以上下落した場合に発動するトリガー方式に改めることとしている。

これらの改正は、2013 年 11 月を目途として実施することが予定されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130523_007206.html

税制改正を踏まえた生前贈与方法の検討<訂正版> ～暦年課税、相続時精算課税、教育資金の一括贈与など～

2013 年 3 月 29 日、「所得税法等の一部を改正する法律」が参議院にて可決・成立し、3 月 30 日に公布された。平成 25 年度税制改正により、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続等から基礎控除の縮減などの課税強化が行われる一方、贈与税においては平成 27 年 1 月 1 日以後子や孫への贈与の税率が軽減されたり、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間、教育資金の一括贈与の非課税措置が設けられたりするなどの負担軽減策が講じられている。

本稿では、平成 25 年度税制改正を踏まえ、生前贈与を行う場合、贈与の方法により贈与税および相続税の税負担がどのように変わってくるのか試算をもとに検討を行う。

一度にある程度の額（例えば 2,000 万円）を贈与する場合は、暦年課税よりも相続時精算課税を適用した方が相続税と贈与税を合わせた税負担は軽くなることが多い。暦年課税の贈与では、複数年にわたって贈与を行うと贈与税の負担を抑えることができるが、長期間に及ぶ贈与にはデメリットもある。教育資金の一括贈与の非課税措置や直系尊属からの住宅取得等資金の非課税措置などを活用すると、贈与時・相続時ともに非課税で一括贈与を行える。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130523_007205.html

【24日】**日本取引所・日経、新株価指数開発へ
～7月に骨子、年内に算出開始を目指し共同開発～**

2013年5月14日、JPXグループ-日本取引所グループ及び東京証券取引所（以下「東証」）と日本経済新聞社（以下「日経」）は、日本の証券市場の更なる発展や活力向上に資することを目的とした新たな株価指数の共同開発を進めていくことで合意した。

「投資魅力の高い日本企業を内外にアピールする」という共通認識のもと、東証・大証の現物株市場（東証1、2部及びマザーズ、大証1、2部及びJASDAQ）の上場企業を対象に、「資本の効率的活用」、「持続的な企業価値向上に資する経営」、「グローバルな投資基準に求められる定性的要素」などの幅広い観点から、銘柄選定や算出ルールを練り上げていく。

東証・大証の現物株市場の統合時期（今年（2013年）7月予定）を目途に新指数の骨子を固め、年内に算出開始することを目標としている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130524_007211.html

【28日】**番号法の成立
～2016年から制度開始～**

2013年5月24日に、社会保障・税番号制度（以下、番号制度）を規定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が、参議院本会議で可決、成立した。

社会保障・税番号（個人番号）は、2015年後半から国民一人ひとりに通知され、2016年から社会保障や税の分野などで利用が開始される予定となっている。

なお、個人だけでなく法人にも番号が与えられる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130528_007214.html

【30日】**資産運用業者の違反行為に対する課徴金
～2013年金商法改正関連シリーズ～**

2013年4月16日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。この中には、公募増資インサイダー取引事案等を踏まえたインサイダー取引規制の強化の一環として、資産運用業者が「他人の計算」によりインサイダー取引を行った場合の課徴金の引上げが盛り込まれている。

具体的には、1ヶ月分相当の運用報酬を、運用財産の総額に占める（インサイダー取引を行った）対象銘柄の割合で按分するという現行の課徴金額の計算方法を、3ヶ月分相当の運用報酬（全体）を課徴金額とする方法に改めることとしている。

インサイダー取引のほか、相場操縦等に対する課徴金についても、同様の見直しが行われている。

「他人の計算」によるインサイダー取引などの違反行為に対する課徴金の引上げは、公布日から1年以内の政令指定日から施行することが予定されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130530_007232.html

【31日】**銀行等の大口信用供与等規制の見直し（案）****～【銀行法改正法案】公募社債も「信用供与等」としてカウントへ～**

2013年4月16日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（金商法等改正法案）が国会に提出された。金商法等改正法案には、銀行等による資本金の供給強化等を目的とした、銀行法の一部を改正する法案（銀行法改正法案）が含まれている。

銀行法改正法案には、銀行等に対する大口信用供与等規制の見直し（案）が提示されている。

見直し（案）では、規制の実効性を確保すべく、名義分割や迂回融資等による規制の潜脱を防止するための規定を設けている。

また、我が国では、インターバンク取引（コールローン等）、金融機関預け金（預金）、コミットメントラインの融資未実行残高、デリバティブ取引の信用リスク相当額、公募社債等は規制対象外となっているが、見直し（案）はこれらを原則として規制対象としている。

さらに、我が国では、受信側がグループの場合、信用供与等の限度額（自己資本の額に対する割合）は「40%」となっているが、見直し（案）はこれを国際的な標準である「25%」に引き下げている。

そして、我が国では、受信側グループの合算範囲を議決権50%超の形式的支配関係で判断しているが、見直し（案）はこれを議決権による支配的關係に加えて経済的な相互関連性（実質支配力基準）に基づき判断することとしている。

見直し（案）のうち、大口信用供与等規制の潜脱防止部分（規制の実効性確保）については、公布日から20日を経過した日から施行される予定である。それ以外の部分については、公布日から1年6ヶ月以内で政令で定める日から施行される予定である。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130531_007252.html

◇5月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
読売新聞 (5月4日付朝刊7面)	住宅ローン減税についてコメント	是枝 俊悟
日本経済新聞 (5月8日付朝刊23面)	住宅ローン減税についてコメント	是枝 俊悟
日本経済新聞 (5月29日付朝刊19面)	証券税制の改正についてコメント	吉井 一洋 是枝 俊悟
Financial Adviser (6月号)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.27 生前贈与の方法による税額の違い	是枝 俊悟
週刊ダイヤモンド (6月1日号)	数字は語る—デフレ脱却期待が高まる中で 賃上げは実現するか	是枝 俊悟

◇5月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
5月15日	新株価指数導入に向けた議論活発化？ http://www.dir.co.jp/library/column/20130515_007163.html	吉井 一洋
5月28日	バーゼルⅢの「適格 CCP」について考える http://www.dir.co.jp/library/column/20130528_007202.html	鈴木 利光